



## 亀山市公共料金コンビニ収納について

平成23年10月1日より、亀山市の市税および水道料金のコンビニエンスストアでの収納を開始します。

対象となる税・料金は、市県民税（普通徴収分）をはじめ、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金（下水道使用料を含む）です。

コンビニ収納については、休日や夜間の納付が可能となることから、他市においても、その導入が進んでおり、市民からの要望も多く、今回、納期内納税者の利便性を向上させるため、導入することとしました。

本年度は、年度途中からの運用開始となるため、再発行の納付書のみの対応となりますが、平成24年度以降は、年度当初に配布する納税通知書から全面対応となります。なお、水道料金（下水道使用料を含む）だけは、10月から発行する納入通知書が対象となります。

このコンビニ収納の導入により、納税者の納税環境がひとつ増えることとなり、24時間営業のコンビニでの取り扱いが、収納率アップに繋がればと思っています。